

令和8年度訓子府町地域おこし協力隊募集要項（団体受入れ型）

1 趣旨

訓子府町では、人口減少及び少子高齢化が進行する中、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域課題の解決及び持続可能な地域づくりを推進するため、地域おこし協力隊を募集します。

本募集は、民間事業者等が地域おこし協力隊員を受け入れる団体受入れ型により実施するものであり、町、受入団体及び隊員が相互に連携しながら、地域資源の活用、地域産業の振興、地域コミュニティの活性化その他地域力の維持及び強化に資する活動に取り組むものです。地域おこし協力隊の活動は、地域おこし協力隊推進要綱の趣旨に適合し、公共性を有するものでなければならず、受入団体の既存の通常業務の単なる代替又は労働力補充を主たる目的とすることはできません。

2 団体受入れ型の仕組み

団体受入れ型における町、受入団体及び隊員の関係は、次のとおりです。

- (1) 受入団体は、隊員と雇用契約を締結します。
- (2) 受入団体は、町と委託契約を締結します。
- (3) 町は、隊員を地域おこし協力隊員として委嘱します。
- (4) 隊員の労務上の指揮命令は、受入団体が行います。
- (5) 町は、地域おこし協力隊制度への適合性を確保するため、必要に応じて指導、助言又は是正を行います。

3 募集内容

(1) 募集人数 5名

(2) 受入団体及び募集人数

- ア 株式会社ぷ 4名
- イ 農業生産法人 1名

(3) 活動地域

北海道常呂郡訓子府町内

(4) 主な活動内容

隊員は、受入団体が提案し、町が適当と認めた地域協力活動に従事します。具体的な活動内容は、受入団体ごとの活動計画、募集案内等によりますが、主な内容は次のとおりです。

ア 株式会社ぷ

株式会社ぷでは、地域資源に新たな価値を加え、「日本一、継ぎたくなる町」の実現に向け、次のような活動に取り組みます。

- (ア) 小売店を拠点とした店舗運営、接客、仕入、在庫管理、商品陳列等
- (イ) シェアキッチンを活用した惣菜、加工品等の製造及び新メニュー開発
- (ウ) スナックにおける飲食営業、交流拠点運営及び宿泊対応
- (エ) ワインブドウ畑、野菜栽培、観光農園等に関する生産及び観光対応
- (オ) 協力隊募集、情報発信、関係人口創出及びイベント企画運営
- (カ) 自社商品開発、販路開拓及びふるさと納税返礼品開発等

イ 農業生産法人

農業生産法人では、地域農業の担い手育成及び新規就農支援のモデルづくりに向け、次のような活動に取り組みます。

- (ア) 地域の農業生産に従事しながら、農業技術及び地域農業の現状、課題を学ぶ活動
- (イ) 農業経理、マーケティング、設備投資等を含む農業経営の実践的な学び
- (ウ) 農産物のブランド化、販路拡大、地域振興イベント参加等を通じた地域協力活動
- (エ) 冬季における農業機械整備、農業経理、予算管理等の学習及び翌年度に向けた準備活動

(5) 共通活動

受入団体ごとの活動のほか、必要に応じて、地域行事への参加、地域住民との交流、他の地域おこし協力隊員との連携、定住及び定着に向けた活動等に取り組むものとします。地域おこし協力隊の活動は、地域住民と連携、協力しながら行う公益性のある地域協力活動であることが必要です。

4 応募資格

応募資格は、次の各号の全てを満たす方とします。

- (1) 年齢及び性別は問いません。募集及び採用に当たっては、平等取扱いの原則等を踏まえ、均等な機会を確保します。
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、採用後、訓子府町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。ただし、地域おこし協力隊経験者等、総務省の定める特例に該当する場合を含みます。地域要件の詳細は、総務省が公表する地域要件確認表等を確認してください。
- (3) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら意欲的に活動し、誠実に職務を遂行できる方。
- (4) 普通自動車運転免許を有する方又は活動開始までに取得見込みの方。
- (5) パソコンの基本操作、電子メール、インターネット及び SNS 等の活用ができる方。
- (6) 活動期間終了後も、訓子府町への定住に意欲を有する方。
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (8) 暴力団員その他町が不適当と認める事項に該当しない方。

5 活動期間

活動期間は、原則として委嘱の日から当該年度の末日までとし、活動意欲、活動実績及び制度上の要件を踏まえ、最長 3 年まで延長することがあります。地域おこし協力隊の活動期間は、おおむね 1 年以上 3 年以下とされており、町の設置要綱においても 1 年ごとの更新を基本としています。

6 勤務形態等

- (1) 本募集は、雇用関係ありの団体受入れ型です。隊員は、受入団体に雇用されることを基本とします。
- (2) 活動時間は、1 日 7 時間 15 分、週 36 時間 15 分を標準とします。
- (3) ただし、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件は、受入団体ごとに異なるため、各受入団体が別途定める募集条件、雇用条件通知書及び雇用契約書によるものとします。
- (4) 活動の内容により、時間外、休日等に活動が生じる場合があります。
- (5) 受入団体は、労働基準法その他関係法令を遵守し、適切な労務管理、安全配慮及び必要な生活支援を行うものとします。

7 報酬、福利厚生等

報酬、諸手当、社会保険、福利厚生、通勤に係る取扱いその他の雇用条件は、受入団体ごとに異なります。

このため、報酬、勤務時間、休日、休暇、福利厚生その他の詳細は、各受入団体が別途定める募集条件、雇用条件通知書及び雇用契約書によります。町ホームページに掲載する各受入団体の募集案内等を確認してください。団体受入れ型では、受入団体が隊員に報酬を支払うとともに、活動費を支出し、活動環境を整備することとされています。

8 活動に必要な支援等

活動に必要な経費については、町と受入団体との委託契約、仕様書、活動計画その他関係書類に基づき、予算の範囲内で支援します。対象経費、支出方法及び手続の詳細は、別に定めるところによります。活動費は、地域おこし協力隊としての活動と通常業務との区分を明確にした上で、適正に執行し、証拠書類を保存する必要があります。

9 応募方法

- (1) 所定の応募書類を、郵送又は電子メールにより提出してください。
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期限は、各受入団体の募集案内又は町ホームページに掲載します。
- (3) 提出書類は返却しません。

10 選考方法

選考は、書類選考及び面接選考により実施します。必要に応じて、複数回の選考を行う場合があります。選考日程、実施方法その他の詳細は、応募者に個別に通知します。既存の募集要項でも、書類選考の後、オンライン面接等を随時実施する構成としています。

11 留意事項

- (1) 地域おこし協力隊の活動は、地域住民及び関係団体との連携の下に行うものであり、受入団体の既存業務の単なる代替又は労働力補充を主たる目的とすることはできません。
- (2) 地域おこし協力隊の活動と、受入団体の通常業務に係る業務及び経理は、明確に区分して管理する必要があります。
- (3) 応募資格に適合しないことが判明した場合は、採用又は委嘱を取り消すことがあります。
- (4) 募集内容に関し必要な事項は、町及び受入団体が別に定めるものとします。

12 問い合わせ先

〒099-1498

北海道常呂郡訓子府町東町 398 番地

訓子府町役場農林商工課経済振興室

電話 0157-33-5008

電子メール keizai@town.kunneppu.hokkaido.jp